

## 仕様書(企画提案時)

※業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

### 1 契約件名

景観への意識高揚事業のプロモーション等業務委託

### 2 履行場所

福岡市内 ※詳細は受注者提案を踏まえ協議により決定

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、市民や事業者等の景観への意識を高め、質の高い都市景観形成へつなげていくことを目的として実施している「福岡市都市景観賞」を中心とした景観への意識高揚事業である。

魅力的な都市景観を表彰する「都市景観賞」と「都市景観賞以外の意識高揚事業」を2年間のスケジュールで同時に実施。令和7年度は、作品の募集及び広報等プロモーション活動を実施。令和8年度は作品選考および表彰、展覧会を実施。都市景観賞の付加価値を高めるようなPR施策に加え、入賞作品紹介動画の観光プロモーションへの効果的な活用等、「都市景観賞」認知度の向上及び市民の景観に関する関心度の向上を図るような企画・運営を行うもの。

#### (2) 全体概要

- ① 本事業の目的等を踏まえ、広報計画から実施内容の企画・運営及び事業の効果検証まで、トータルで提案・実施すること。実施にあたっては、全体計画及びスケジュールを作成すること。
- ② 景観に関心の低い市民を含め、幅広い世代に向けた効果的なプロモーション活動を行うこと。

#### (3) 実施内容

事業名	令和8年度実施内容	(※参考)令和7年度事業
都市景観賞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考委員会による選考</li> <li>・表彰式・展覧会</li> <li>・受賞作品のPR等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集、広報等プロモーション</li> <li>・応募作品内容確認</li> <li>・公式サイト制作</li> <li>・過去の受賞作品現況調査</li> </ul>
福岡市景観セレクション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局及び選考委員による選考</li> <li>・展覧会</li> <li>・受賞作品のPR等等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画立案サポート</li> <li>・募集、広報等プロモーション</li> <li>・応募作品内容確認</li> </ul>
景観への意識高揚全般にかかるプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンサー起用</li> </ul>
効果・検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果・検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果・検証</li> </ul>

【令和 8 年度の予定】

① 都市景観賞

実施時期(予定)	概要
4月～6月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品確認・集計 等</li> <li>・選考書類作成、選考会場等手配</li> <li>・選考委員会(書類・現地選考)</li> <li>・現地選考にかかる所有者等との連絡調整</li> </ul>
7月～8月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民投票</li> <li>・投票フォーム制作</li> <li>・インスタ広告等を活用したプロモーション</li> </ul>
9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞作品決定</li> <li>・広報物(ポスター等)の作成・配布</li> <li>・受賞作品 PR 動画作成</li> <li>・展覧会の提案(場所等)</li> <li>・受賞者への通知、連絡調整</li> </ul>
11月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式・展覧会の企画、運営</li> </ul>

② 福岡市景観セレクション

実施時期	概要
4月～7月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品確認・集計 等</li> <li>・選考書類作成、選考にかかる準備</li> <li>・選考委員会(書類選考)</li> <li>・選考にかかる応募者との連絡調整</li> </ul>
8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民投票</li> <li>・インスタ広告等を活用したプロモーション</li> </ul>
9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞作品決定</li> <li>・広報物(ポスター等)の作成・配布</li> <li>・受賞作品 PR 動画作成</li> <li>・受賞者への通知、連絡調整</li> <li>・展覧会開催方法の提案</li> </ul>
11月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展覧会の企画、運営</li> </ul>

③ 景観への意識高揚全般に係るプロモーション

景観に関心の低い市民を引き付けるような提案内容とすること。

特に、歴史や観光分野と連携したタイアップイベントの開催について、具体的な企画案を示すこと。

(※参考) 令和 6 年度事業

・景観賞ガイドツアーの開催(①博多旧市街ライトアップウォーク ②リバーサイド船)

・親子向けイベント(景観賞作品写真の缶バッジ・トートバッグ制作)

④ 効果・検証

事業実施にあたり、成果指標や目標値の設定を含む、具体的な検証方法を提案し、事業効果についての検証、分析を行うこと。

## 5 業務内容

### (1) 都市景観賞

選考委員会を実施し、応募作品から入選作品の決定・表彰を行うと同時に、インスタ広告等を活用した広報等プロモーションを実施する。また、その他事業に必要な業務を実施する。

都市景観賞の内容等については、下記【資料 1】を参照すること。

#### 〈参考〉 資料 1 福岡市都市景観表彰実施要項

##### ① 選考委員会

###### ア 選考時期

(ア) 書類選考：令和 8 年 4 月下旬（予定）

(イ) 現地一次選考：令和 8 年 5 月（予定）

(ウ) 現地二次選考：令和 8 年 6 月（予定）

###### イ 選考にかかる準備

(ア) 事務局にて応募作品の個票の内容確認作業を行うこと。

(イ) 現地写真撮影、会場確保及び現地視察ルート作成等を行うこと。

※マイクロバスは市で手配するもの。

(ウ) 現地選考候補作品の所有者等との連絡調整、資料の提供及び作成を依頼。それを基に、選考資料の作成及び印刷を行うこと。

(エ) 所有者等への選考結果の送付及び連絡調整確認内容については、発注課に確認を行いながら実施すること。

##### ② 市民投票に関する業務

###### ア 応募フォームの作成

(ア) スマートフォンにも対応した応募フォームを、福岡市都市景観賞公式サイト内に作成すること。

(イ) 投票期間中、毎月末に投票状況や関係資料の作成を行い、提出すること。

(ウ) 問い合わせ窓口は、受注者（以下、事務局とする）とし、適宜関係者と連絡・調整を行うこと。

##### ③ 受賞作品の広報業務

###### ア ポスター、パンフレットの作成等

(ア) ポスター、パンフレット等のレイアウトやデザインなどを作成すること。作成にあたって必要なロゴ等は発注課より提供するもの。

(イ) 広報物の規格、印刷枚数等については、過去実績を参考に、発注課と協議を行い決定するもの。

###### 【参考：令和 6、7 年度実績】

###### ○ポスター

・B1 サイズ 片面フルカラー 41 部

・B2 サイズ 片面フルカラー 280 部

###### ○パンフレット

・A4 サイズ（A3 二つ折り 又は A4 三連）6~8 ページ 450 部

(ウ) 校正作業は、発注課が校了と判断するまで行うものとし、校正後、印刷を行うこと。色校正は 2 回以上行うこと。また、校正等の作業スケジュールを作成して実施すること。

(エ)送付先及び掲出場所については、過去の送付先一覧【資料2】を参考に、より広くPRできる送付先等の提案を行うこと。また、配布場所への送付及び掲出作業については受注者で行うこと。  
※市関連施設等への連絡調整については発注課で行うもの。

イ 受賞作品PR動画・静止画の制作

- (ア)①決定した受賞作品をPRする音声付動画及び静止画、②過去の受賞作品を含めた、都市景観賞をPRし、市の観光プロモーション等に繋がるような音声付紹介動画の2本を制作すること。  
(イ)動画の長さは15分程度とし、デジタルサイネージで放映することを想定した横型のものを制作すること。  
静止画については、ポスター等のデザインをリサイズしたものでも可とする。
- (ウ)動画及び静止画に必要な素材についても作成・収集を行うこと。なお、発注課より過去の写真や動画を素材として提供することも可能。
- (エ)絵コンテ作成も含め、校了作業は、発注課が校了と判断するまで行うもの。

ウ 上記以外の広報等プロモーション活動

- (ア)本事業を広く周知し、景観に関心の低い市民を含め、幅広い世代に向けた効果的なプロモーションを提案し、実施すること。特に認知度が低い30代以下の若年層に向けた効果的なプロモーションについても提案し、実施すること。
- (イ)公式インスタグラムにて、リール動画やストーリーズ機能を適宜活用しながら、募集期間中は定期的に投稿を行うこと。
- (ウ)③一で作成した動画及び静止画を使用した効果的なプロモーション方法を提案・実施すること。  
発注課より指示がある場合は従うこと。
- (エ)広報等に関する記事等については、あらかじめ投稿スケジュールを作成し、発注課と協議のうえ決定すること。

④ 表彰式・展覧会

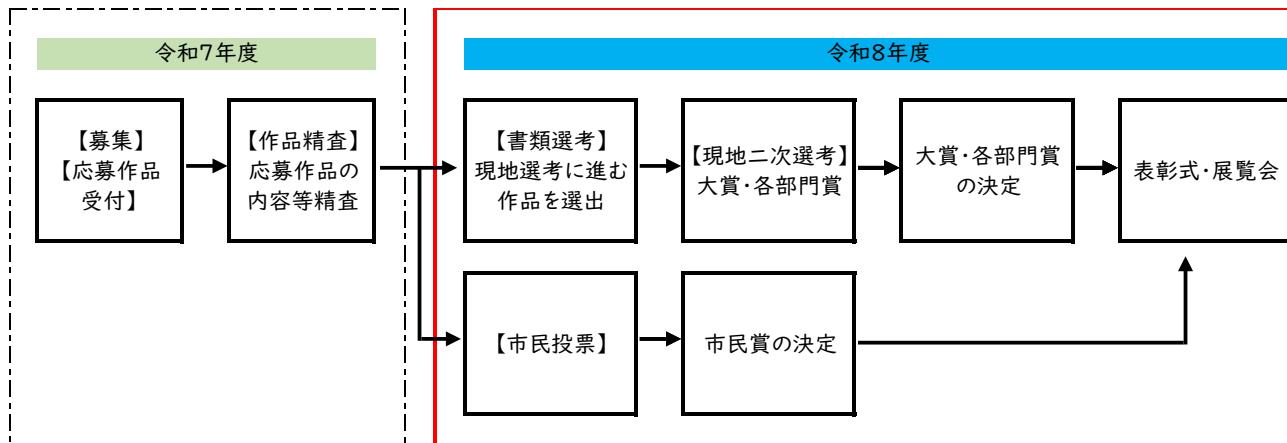
ア 表彰式の企画及び運営

- (ア)会場確保、備品準備、会場設営・撤去を行うこと。  
※R5年度会場：福岡市科学館 6F サイエンスホール
- (イ)進行用原稿の作成、司会進行、贈呈対応を行うこと。円滑な進行のため、事前リハーサルを実施することとする。
- (ウ)表彰式時の選考委員、受賞者及び一般の方の受付や誘導、対応を行うこと。
- (エ)賞状・トロフィー制作  
レイアウトやデザインなどを作成すること。校正作業は、発注課が校了と判断するまで行うものとする。

イ 展覧会の開催

- (ア)企画及び運営を行うこと。(会場確保、備品準備、会場設営・撤去含む)
- (イ)受賞作品及び事業概要の展示パネル等の制作を行うこと。ただし展覧会以降も展示できる素材とする。

## <参考>募集から決定までの流れ



### ⑤ 過去 229 の受賞作品を公式サイトに MAP 制作

ア 令和 7 年度の撮影データを使用して、公式サイト上に過去作品紹介 MAP を制作。

### ⑥ 効果検証報告

都市景観賞の認知度向上の目的を達成するために成果指標や目標値を設定した上で、事業の検証・分析を行い、結果を報告すること。

## (2) 福岡市景観セレクションの実施

市民がおすすめする福岡の景観について、応募作品から入選作品の決定・表彰を行うと同時に、インスタ広告等を活用した広報等プロモーションを実施する。また、その他事業に必要な業務を実施する。

### ① 選考委員会

#### ア 選考時期

- (ア) 事務局一次選考: 令和 8 年 5 月 (予定)
- (イ) 二次選考: 令和 8 年 6 月 (予定)
- (ウ) 最終選考: 令和 8 年 8 月 (予定) ※市民投票 ((2)-②)

#### イ 選考にかかる準備

- (ア) 事務局にて応募作品の内容確認作業及び精査、1 次選考を行う。
- (イ) 二次選考候補作品の応募者等との連絡調整、選考資料の作成及び印刷を行うこと。
- (ウ) 応募者への選考結果の送付及び連絡調整確認内容については、発注課に確認を行いながら実施すること。

### ② 市民投票に関する業務

ア 公式インスタグラムアカウントのフィードに、最終選考作品を投稿し、いいね数の上位から順位付けする。

イ 問い合わせ先窓口は、事務局とし、適宜関係者と連絡・調整を行うこと。また、公式インスタグラムによる連絡・調整については、DM を使用してやり取りを行ってもよいものとする。

ウ 投稿の方法等については、発注課に確認を行いながら実施すること。

### ③ 受賞作品の広報業務

ア ポスター、パンフレットの作成等

- (ア) ポスター、パンフレット等のレイアウトやデザインなどを作成すること。作成にあたって必要なロゴ等は発注課より提供するもの。
- (イ) 広報物の規格、印刷枚数等については、過去実績を参考に、発注課と協議を行い決定するもの。

【参考：令和6、7年度実績】

○ポスター

・B1 サイズ 片面フルカラー 41部 ・B2 サイズ 片面フルカラー 280部

○パンフレット

・A4 サイズ(A3二つ折り 又は A4三連)6~8ページ 450部

(ウ) 校正作業は、発注課が校了と判断するまで行うものとし、校正後、印刷を行うこと。色校正は2回以上行うこと。また、校正等の作業スケジュールを作成して実施すること。

(エ) 送付先及び掲出場所については、過去の送付先一覧【資料2】を参考に、より広くPRできる送付先等の提案を行うこと。また、配布場所への送付及び掲出作業については受注者で行うこと。  
※市関連施設等への連絡調整については発注課で行うもの。

イ 受賞作品PR動画・静止画の制作

- (ア) ①決定した受賞作品をPRする音声付動画及び静止画、②受賞作品の景観の良さが伝わる、市の観光プロモーション等に繋がるような音声付紹介動画の2本を制作すること。
- (イ) 動画の長さは15分程度とし、デジタルサイネージで放映することを想定した横型のものを制作すること。  
静止画については、ポスター等のデザインをリサイズしたものでも可とする。
- (ウ) 動画及び静止画に必要な素材についても作成・収集を行うこと。なお、発注課より過去の写真や動画を素材として提供することも可能。
- (エ) 絵コンテ作成も含め、校了作業は、発注課が校了と判断するまで行うもの。

ウ 上記以外の広報等プロモーション活動

- (ア) 本事業を広く周知し、景観に関心の低い市民を含め、幅広い世代に向けた効果的なプロモーションを提案し、実施すること。
- (イ) 公式インスタグラムにて、リール動画やストーリーズ機能を適宜活用しながら、募集期間中は定期的に投稿を行うこと。
- (ウ) ③-1で作成した動画及び静止画を使用した効果的なプロモーション方法を提案・実施すること。  
発注課より指示がある場合は従うこと。
- (エ) 広報等に関する記事等については、あらかじめ投稿スケジュールを作成し、発注課と協議のうえ決定すること。

④ 展覧会

ア 展覧会の企画及び運営

- (ア) 開催方法について、現地開催またはオンライン開催等、より多くの市民が参加できるような効果的な手法を提案すること。
- (イ) 開催方法に応じ、受賞作品及び事業概要の展示パネル等の制作を行うこと。ただし展覧会以降も展示できる素材とする。

⑤ 効果検証報告

市民の景観に関する関心度向上の目的を達成するために成果指標や目標値を設定した上で、事業の検証・分析を行い、結果を報告すること。

### (3) 景観への意識高揚全般に係るプロモーション

都市景観賞の付加価値を高め、事業効果を最大限に高めるとともに、景観に関心の低い市民を惹きつけ、市民の景観に関する関心度向上を図るための効果的なプロモーションについて提案すること。  
ただし、下記記載項目については必ず実施すること。

- ① 歴史や観光分野と連携したタイアップイベントの開催
- ② 福岡市都市景観賞公式インスタグラム、Facebook の運用

ア 公式インスタグラム（アカウント名：fukuokashi\_toshikeikansyou）及び Facebook を運用するにあたって、企画・提案・協議を行い、企画に沿った記事の作成、写真や動画等の投稿に必要な素材の作成を行い、事前に投稿記事内容について発注課の承諾を得た上で投稿すること。なお、Facebook の投稿内容は、インスタグラムとの連動でよいものとする。

ウ 投稿回数や内容については、事前に発注課と協議を行い、より効果的な内容となるよう投稿を行うこと。投稿後には、必ず投稿記事をストーリーズに追加すること。

エ 必要に応じて、インスタグラムのストーリーズ機能等を適宜活用しながら、未認知ユーザー獲得を意識した効果的な発信を行うこと。

オ 契約が満了し、次の受注者へ引継ぎが必要な場合は、発注課の指示に従い、確実に次の受注者へ引継ぎを行うこと。

カ 具体的な運用方法については、発注課と協議のうえ、決定すること

キ 投稿の権限は、必要な期間に限り発注課より付与する

- ③ SNS 等を活用した広告配信

ア 公式インスタグラム等を活用し、広告の配信を行うこと。

イ (1)(2)で作成した広報物（動画を含む）を活用してもよいこととする。

ウ 広告配信に必要な広報物の作成や配信方法等について、提案・実施すること。

- ④ 上記すべてについて、あらかじめ開催作業計画及び投稿スケジュールを作成し、発注課と協議のうえ決定すること。

### (4) 事務局運営

- ① 事務局運営

ア 本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。

イ 発注課の求めに応じて打合せ等に必要な資料を適宜作成すること。

ウ 写真・動画等一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。

エ 事業完了時に事業実施報告書及び収支報告書、また事業効果に関する検証結果を作成し、書面及び電子データで提出すること。

オ その他、事業実施のために必要な事業を実施すること。

- ② 事業実施時の運営体制

ア 運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、イベント等を実施する場合は、参加者等の安全面にも十分に配慮したうえで実施すること。

イ 運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。

ウ 実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

- ③ 留意事項

ア 再委託について

受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

イ 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、資料3「個人情報・情報資産特記事項」を参照すること。

ウ 写真や動画撮影時の許可取りや広報に使用する素材等の承諾・許可取り等について

(ア) 本業務を実施するにあたり、写真や動画撮影、また、広報等に使用する素材等の承諾や許可取りが第三者に必要な場合、受注者で行うこと。

エ 保険について

本業務を実施するにあたり、参加者を対象としたイベント等を実施する場合、イベント保険等の必要な保険には受注者で加入すること。

6 提出資料・成果品（印刷物、電子データ納品）

- (1) 実施スケジュール
- (2) 実施計画書
- (3) 制作物一式
- (4) 本事業内のイベント等で使用した本事業費用で購入した備品等
- (5) 実施報告書（発注者との議事録や選考委員会議事録、検証結果等含む）
- (6) 記録写真・動画

7 注意事項

- (1) 契約の締結及び履行に関して必要な費用は、特段定めのない限りすべて事業者の負担とする。
- (2) 本業務で知り得ることについては、守秘義務を負うものとする。
- (3) 安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生防止に務めること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務で産業廃棄物が発生した場合には、関係法令等に準じて適正に処理すること。
- (6) 関係官公署への手続が必要な場合は、必要書類を作成し、原則として事業者が一切の手続きを行うこと。
- (7) 本業務を通じて制作した成果物（パンフレット、ポスター、写真、動画、実施報告書等）に関する、著作権法その他関係法上の一切の権利は、福岡市に帰属する。
- (8) 成果物に第三者が有する著作物等が含まれる場合は、受注者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (9) 本書に記載のない事項又は疑義がある場合は、直ちに協議を行い、発注課の指示に従うこと。
- (10) 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。